

行政書士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第12号

行政書士法施行細則の一部を改正する規則

行政書士法施行細則（昭和26年岩手県規則第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(業務に関する帳簿)</p> <p>第2条 <u>法第9条第1項</u>に規定する知事の定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(会員に関する定例報告)</p> <p>第4条 <u>法第17条第1項</u>に規定する知事の定める事項は、<u>次の</u>とおりとする。</p> <p>(1) <u>生年月日</u></p> <p>(2) <u>本籍地</u></p>	<p>(業務に関する帳簿)</p> <p>第2条 <u>行政書士法</u>（以下この条及び次条において「<u>法</u>」という。）<u>第9条第1項</u>（<u>法第13条の17</u>において準用する場合を含む。）に規定する知事の定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(会員に関する定例報告)</p> <p>第4条 <u>行政書士法施行規則</u>（次項において「<u>規則</u>」という。）<u>第17条の2第1項第6号</u>に規定する知事の定める事項は、<u>登録番号</u>とする。</p> <p><u>2 規則第17条の2第2項第3号</u>に規定する知事の定める事項は、<u>法人番号</u>とする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。